

奈良県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第7号

奈良県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業及び水道用水供給事業の設置並びにその経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の設置)

第2条 企業団に水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）を設置する。

(経営の基本)

第3条 水道事業等は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。

3 水道用水供給事業の給水対象及び1日最大給水量は、別表第2のとおりとする。

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

(利益の処分)

第5条 法第32条第1項の規定により欠損金を埋め、なお利益（次条の規定により資本金に組み入れなければならない金額を除く。次項において同じ。）に残額があるときは、企業債の償還に充てるために当該残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が当該残額の20分の1に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、議会の議決を経て、当該残額の全部又は一部を利益の処分として特定の目的のために積み立てることができる。

(資本金への組入れ)

第6条 減債積立金を使用して企業債（地方公営企業の建設又は改良に要する

資金に充てたものに限る。)を償還した場合においては、その使用した減債積立金の額に相当する金額を当該年度の未処分利益剰余金から資本金に組み入れなければならない。

- 2 前条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のために積み立てた積立金を使用して、地方公営企業の建設又は改良を行った場合及び法第17条の2第1項又は法第18条の2第1項の規定により長期の貸付け(地方公営企業の建設又は改良に要する資金に充てたものに限る。)を受けた金額を償還した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を当該年度の未処分利益剰余金から資本金に組み入れなければならない。

(欠損の処理)

第7条 法第32条の2の規定により欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、欠損金を埋めるための積立金をもって埋めるものとする。

- 2 前項の規定により欠損金を埋めるための積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第5条第1項又は第2項に規定する積立金をもって埋め、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金をもって埋めることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第10条 水道事業等の業務に関し法第40条第2項に規定する条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成等)

第11条 企業長は、水道事業等に関し、法第40条の2第1項の規定により、

毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成し、これを公表しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業等の経営状況を明らかにするため企業長が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合は、企業長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(布設工事監督者を配置する工事)

第12条 水道法（昭和32年法律第177号）第12条第1項（同法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道の布設工事は、同法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) ちんでん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第13条 水道法第12条第2項（同法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。

以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては2年以上、第2号の卒業生にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定

する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第14条 水道法第19条第3項(同法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同

じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(利益の処分に関する特例)

2 第5条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に構成団体（奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第2条に規定する構成団体をいう。以下同じ。）において生じ企業団に承継した利益の処分については、当該構成団体における法第32条第2項の規定による利益の処分に関する条例の規定の例による。

(奈良県広域水道企業団事務局設置条例の廃止)

3 奈良県広域水道企業団事務局設置条例（令和6年11月条例第4号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

給水区域	給水人口	1日最大給水量
大和高田市、大和郡山市、天理市、 橿原市、桜井市、五條市、御所市、 生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、 三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、 三宅町、田原本町、高取町、明日香 村、上牧町、王寺町、広陵町、河合 町、吉野町、大淀町及び下市町の区 域のうち、水道法第6条第1項又は 第10条第1項に規定する国土交通 大臣の認可を受けた区域	889,965人	355,609 立方メートル

備考 この表の規定にかかわらず、企業長は、公益上必要があると認めるときは、同表の給水区域外へ分水することができるものとする。

別表第2（第3条関係）

給水対象	1日最大給水量
奈良市	19,703立方メートル
葛城市	8,707立方メートル